

冷却系機器開発試験用ナトリウム加熱器の整備

仕様書

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所

高速炉研究開発部 ナトリウム機器技術開発Gr

第1章 一般仕様

1.1 件名

冷却系機器開発試験用ナトリウム加熱器の整備

1.2 目的

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構という）大洗原子力工学研究所 高速炉研究開発部 ナトリウム機器技術開発グループの冷却系機器開発試験施設（以下、AtheNa という）において、経済産業省からの受託事業「令和5年度高速炉実証炉開発事業」の一部として実施する冷却系機器開発試験の準備作業としてナトリウム加熱器の整備を実施するものである。

1.3 契約範囲

(1) 契約範囲内

ナトリウム加熱器の整備	1 式
試験検査	1 式
提出図書の作成	1 式

(2) 契約範囲外

本仕様書に記載なき事項

1.4 納期

令和9年3月31日

1.5 作業場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所
高速炉研究開発部 ナトリウム機器技術開発グループ指定場所

1.6 検収条件

第1.3項に定める契約範囲が完了し、第2.4項に定める試験検査の合格及び第1.8項に定める提出図書の完納をもって検収とする。

1.7 支給品及び貸与品

(1) 支給品

現地作業に向けては、作業にあたって必要な電気及び水を無償支給する。但し、仮設事務所の設置における電気は、受注者が仮設電源用発電機を準備すること。

必要に応じ、協議の上、原子力機構が必要と認めたものを支給する。

(2) 貸与品

- ①作業にあたって必要な用地(仮設事務所含む)
- ②過年度の設計図書類
- ③冷却系機器開発試験用ナトリウム加熱器の安全対策検討報告書類
- ④協議の上、原子力機構が必要と認めたもの

1.8 提出図書

No.	図書名	部数	提出時期
1	提出図書リスト*1	3部*2	契約後速やかに
2	全体工程表	3部*2	契約後速やかに
3	品質保証計画書	3部	契約後速やかに
4	設計図書*3	3部*2	適宜
5	作業要領書	3部*2	作業開始前適宜
6	作業報告書	3部	作業完了後
7	試験検査要領書	3部*2	試験検査開始前
8	試験検査成績書	3部	試験検査後速やかに
9	完成図書*4	3部	検収前まで
10	完成図書電子情報(DVD等媒体)	1部	検収前まで
11	打ち合わせ議事録	3部*2	打合せ後適宜
12	委任又は下請負届*5	1部	作業開始2週間前まで

*1 提出図書の具体的な名称及び提出時期については、本リストで明らかにすること。

*2 確認図書は、初版時及び改訂時で原子力機構の確認を要する時は4部提出すること。
原子力機構が確認図書を受領したときは、受領日を記載した確認印を押印して1部返却する。

(提出場所)

原子力機構 高速炉研究開発部 ナトリウム機器技術開発グループ

*3 貸与する設計図書類は受注メーカーの責において技術的に検証し、設計変更があればその旨を原子力機構に連絡の上、同図書の見直し版を提出し確認を受けること。

*4 No. 1~8及び11を適宜アズビルト化しファイルに束ねたもの。

*5 原子力機構指定様式。下請負等がある場合に提出のこと。

1.9 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合には、原子力機構と受注者の協議により決定し、受注者の作成する議事録にて双方で確認した後、作業するものとする。議事録で確認した事項は、本契約仕様書に準じた効力を持つものとする。

1.10 機密の保持

受注者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を厳重に管理し、本業務遂行以外の目的で受注者及び下請会社等の作業員を除く第三者への開示、提供を行ってはならない。

1.11 環境管理の遵守

- (1) 受注者は、大洗原子力工学研究所環境方針を遵守し、省エネルギー、省資源に努めること。
- (2) 受注者は、大洗原子力工学研究所構内に乗り入れる車両のアイドリングを禁止し、自動車排気ガスの低減に努めること。

1.12 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.13 適用法規・基準

本契約において第 1.3 項に定める契約範囲の実施にあたっては、該当する設備に対して下記の法規および規格等を参酌すること。

- (1) 消防法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 圧力容器構造規格
- (4) 液化石油ガス保安規則（例示基準含む）
- (5) 鋼構造設計規準
- (6) 高圧ガス保安法
- (7) 高圧ガス設備等耐震設計基準
- (8) 日本産業規格（JIS）
- (9) 電気設備技術基準
- (10) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (11) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (12) 電気用品安全法
- (13) 電気用品の技術上の基準を定める省令
- (14) 日本電線工業会規格（JCS）
- (15) 建築基準法
- (16) その他受注業務に関し、適用又は準用すべき全ての法令・規格・基準等

1.14 作業員の資格

- (1) 本仕様書に係る作業者は、その業務を行うのに必要な資格または知見を有していること。
- (2) 現地作業を実施する場合は、大洗原子力工学研究所が定める「作業責任者認定制度運用要領」により、現場責任者の認定を取得すること。また、法令上、資格が必要な作業は有資格者に行わせること。
- (3) 現地作業を実施する場合は、法令以外にも以下の大洗原子力工学研究所の規則を遵守または準じて行うこと。
 - ・作業の安全管理要領
 - ・リスクアセスメント管理運営規則
 - ・その他必要関連ある規則等上記の(1)及び(2)の資格、資質については、当該作業が開始する前にそれを証明する資料を書面等で原子力機構に提出すること。

1.15 検査員及び監督員

- (1) 検査員：一般検査 管財担当課長
- (2) 監督員：高速炉研究開発部 ナトリウム機器開発グループ員

1.16 産業財産権等

産業財産権等の取扱いについては、別添1「知的財産権特約条項」に定められたとおりとする。

1.17 記録の管理

本件の作業において発生する記録等の書類は、受注者が作成、管理し、原子力機構の求めに応じ速やかに提出すること。記録に修正が生じた場合には、修正履歴が分かる形とする。また、全面的に修正する必要がある場合は、原子力機構の確認を得た後に作成し、旧記録は誤用防止の為、廃棄処分する。

1.18 品質管理

- (1) 受注者は、本件に係る品質管理プロセスを含む品質保証計画書を原子力機構に提出し、その確認を得ること。
- (2) 受注者は、契約期間中に品質保証計画書を変更した時及び不適合が発生した際に原子力機構からの要求があった場合には、立入調査及び監査に応じるものとする。
- (3) 受注者が外部から調達する機器類がある場合、または、作業の一部を外注する場合は、受注者の品質保証計画書に従い品質管理を徹底させる。また、外注先の品質保証体制が不十分であると受注者が判断した場合は、受注者の品質保証のプロセスを外注先に適用させる等して、品質確保に努めること。

1.19 特記事項

原子力機構より貸与される設計図書及び仕様書について施行前に十分確認、検討を行なうこと。その結果見直し、修正等がある場合には原子力機構の確認を得た後、当該図書を修正し提出すること。原子力機構が貸与した設計図書及び仕様書に基づき製作された機器及び設備等はすべて受注者が責任を負うものとする。

第2章 技術仕様

2.1 実施概要

原子力機構 大洗原子力工学研究所 高速炉研究開発部 ナトリウム機器技術開発グループの所掌施設である AtheNa では、今後計画される高速炉実証炉開発向けの冷却系機器開発試験の準備作業を実施している。本件においては、冷却系機器開発試験で使用するナトリウム加熱器本体にナトリウム系統配管等を接続するための安全対策検討を実施している。これまでの法令に基づくボイラーの成立性評価やナトリウム取扱等に関する安全対策の検討事項を踏まえ、各種機器設備の整備及び詳細検討を行うものである。

2.2 対象設備仕様

(1) ナトリウム加熱器本体（図1：外形図参照）

- ・型式：多管貫流型（温水ボイラー）
- ・使用流体：液体金属ナトリウム
- ・製造者：日揮(株)
- ・設計温度：590℃
- ・設計圧力：0.9MPa
- ・主要材質：SUS316（放射部伝熱管）、SUS304（対流部伝熱管）
- ・主要寸法：φ101.1.6mm×t4.5mm（放射部伝熱管、対流部伝熱管）1基あたり
- ・伝熱面積：721.8m²（交換熱量30MW）1基あたり
- ・適用法規：ボイラー及び圧力容器安全規則、消防法
- ・数量：2基（A号機/B号機）

2.3 実施項目及び実施内容

(1) ナトリウム取扱等に関する安全対策

① ナトリウム漏えい対策のアクセスルート設置に関する詳細検討

ナトリウム加熱器本体のナトリウム出入口ヘッダー廻りからのナトリウム漏えい発生時に備えたナトリウム漏えい用受け皿の形状（漏えいナトリウムの流出及び拡大防止策）について、耐荷重等を考慮した上で詳細検討を行うとともに、作業員が容易にかつ安全にナトリウム消火可能なアクセスルートを設置するための詳細検討を行うこと（詳細は貸与する安全対策検討報告書(G-00-1162-001)のナトリウム加熱器詳細図、ナトリウム受けトレイ吊り材図面等を参照のこと）。

② 予熱制御及び漏えい検出器の詳細検討

ナトリウム加熱器本体のナトリウム出入口ヘッダー廻りにおける予熱ヒータ（予熱温度200℃）やON-OFF制御用熱電対及び監視熱電対の取付位置、予熱保温（表面温度を考慮）について、周方向あるいは軸方向に大きな温度差（±50℃）が生じて大きな応力が発生することがないような、温度監視の詳細検討を行うこと。

また、これらの電気計装ケーブルの配線ルート（既設ケーブルトレイ又はケーブルラダーを考慮）を詳細検討すること（詳細は貸与する安全対策検討報告書(G-00-1162-001)の予熱ヒータ等ケーブルルート図面等を参照のこと）。

上記に加えて、ナトリウム加熱器本体のナトリウム出入口ヘッダー廻りにおけるナトリウム漏えい検出器（碍子型）の取付方法、これらの計装ケーブルの配線ルート（既設ケーブルトレイ又はケーブルラダーを考慮）を詳細検討すること（詳細は貸与する安全対策検討報告書(G-00-1162-001)の計装等ケーブルルート図面等を参照のこと）。

(2) 機器設備の整備

安全対策検討で実施した課題検討を基に、以下の整備を行うこと。

① 安全制御システム（BMS）の改造に関する詳細設計、製作、整備

a. グラフィック監視操作の更新

既設 BMS（三菱製：GOT2000）の操作時におけるヒューマンエラーの防止を図るため、従来採用していた機器タグナンバー、プロセス値、運転モード、ナトリウム加熱器本体の全体系統図（バーナー設備系、空気・排ガス系、ナトリウム系）を示したグラフィック画面等の詳細設計を行い、システム構築した監視操作ができるようなシステムを製作し、監視制御装置を整備すること（詳細な条件等については原子力機構と別途協議とするが、貸与する安全対策検討報告書(G-00-1162-001)を参照のこと）。

b. インターロックの構築、整備

運転時及び停止時における運転モード毎のインターロックを構築し、整備すること。主に、①停電時から復電時操作における既設 BMS（三菱製：GOT2000）のシステムエラー回避、②停止時における押込送風機の入口ダンパー開度位置、③運転時（パージ運転やバーナー点火運転）における警報回路を整備すること（詳細は貸与する安全対策検討報告書(G-00-1162-001)を参照のこと）。さらに、Na 加熱器を安全に運転できるように緊急停止ボタンスイッチの移設または増設の検討業務を実施すること。

② 押込送風機入口ダンパーの整備及び押込送風機起動盤の制御回路の検討

ナトリウム加熱器本体（B号機）の押込送風機入口ダンパーについて、開度範囲を自動制御できるよう整備すること。また、ナトリウム加熱器の運転時に炉内伝熱管内へナトリウムが充填されたことを想定して、停電時や復電時におけるダンパー開閉条件（風量制御：ダンパ開度 0～30%）を考慮し、炉内伝熱管に急激な温度変化（±50℃未満）が発生しないようダンパー開度を自動制御できるよう整備すること。また、押込送風機起動盤の制御回路について、電源投入・切断時の制御回路への負荷低減を検討すること。

③ 覗き窓ノズルの詳細検討

ナトリウム加熱器本体の伝熱管表面監視用覗き窓（傾斜角度 10° : 6 組、傾斜角度 24° : 6 組）に取付けているノズルの流量を確認するために必要なフローメータ等の機器を詳細検討すること。なお、パージェアの流体温度は 200℃以下とすること（詳細は貸与する安全対策検討報告書(G-00-1162-001)を参照のこと）。

2.4 試験検査

上記第 2.3 項の実施内容に関して、以下の検査を実施する。

(1) 外観・員数検査

安全制御システム、押込送風機入口ダンパーの整備において、外観に有害な傷等が無いことを確認する。また、それら更新に必要な機器等の員数検査を行う。

(2) 作動確認

安全制御システム、押込送風機入口ダンパーの作動確認を行うこと。なお、安全制御システムについては、ループ試験もしくは対向試験を実施し、正常に作動することを確認する。

以上

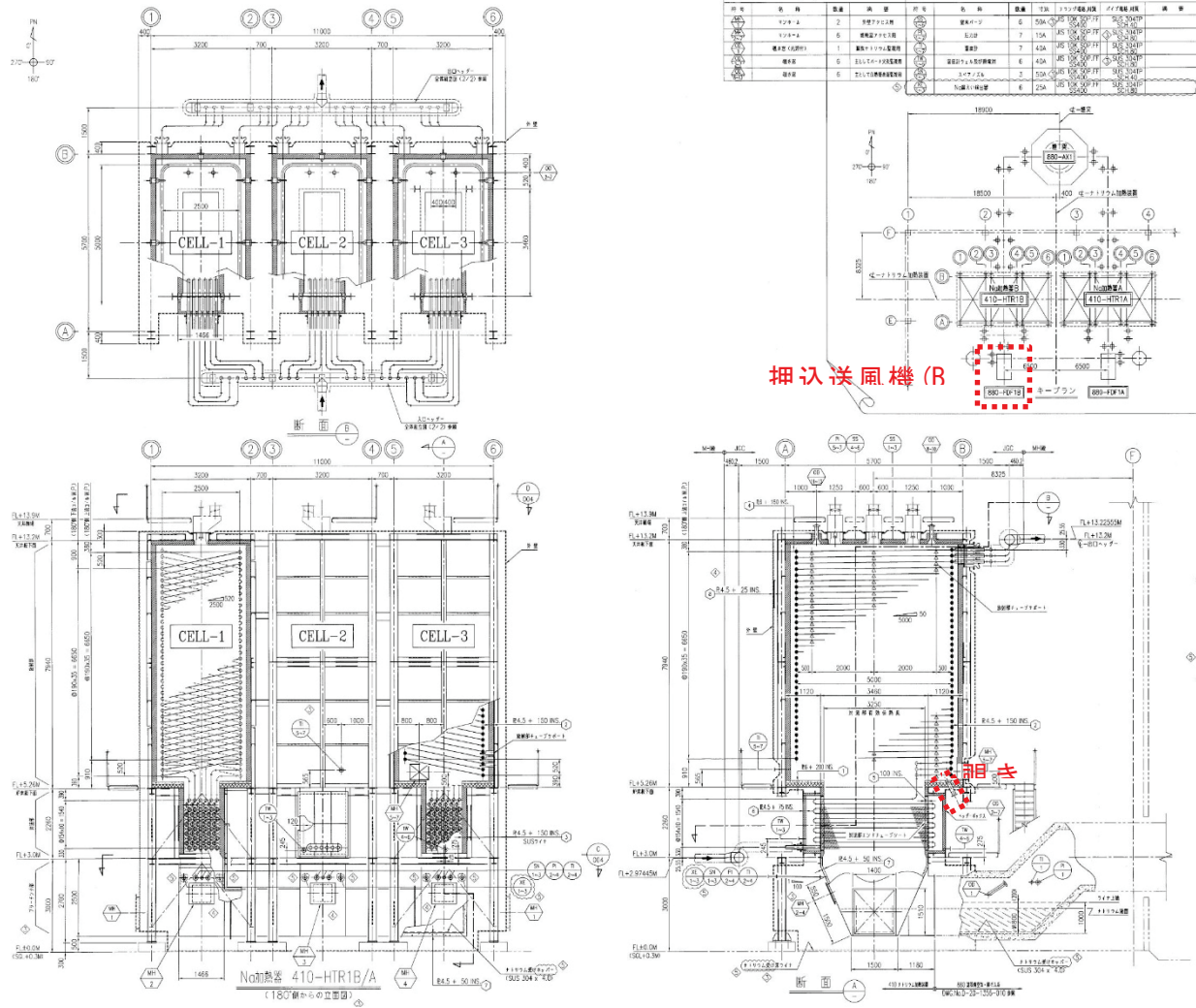


図1 ナトリウム加熱器本体の外形図

知的財産権特約条項

(知的財産権の範囲)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、
実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案
権」という。)、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意
匠権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43
号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、種苗法(平成
10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び外国
における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権等」と総称する。)
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受け
る権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に
関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、
種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相
当する権利(以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。)
- (3) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデー
タベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上
記各権利に相当する権利(以下「プログラム等の著作権」と総称する。)
- (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)
に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ(以下「コ
ンテンツ」という。)の著作権(以下「コンテンツの著作権」という。)
- (5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なもの
であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定す
るもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利

2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実
用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等
の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成
並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、
実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積
回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める
行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19
号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第
9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19

号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。(以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)

- (1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で(第7条に規定する費用を除く。)譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知

的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

第3条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第2項に規定する場合を除く。）は、甲に文書により通知しなければならない。

(単独知的財産権の移転)

第4条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より甲に通知するものとする。

2 乙は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

(単独知的財産権の実施許諾)

第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。

3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾

する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(単独知的財産権の放棄)

第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(単独知的財産権の管理)

第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)

- (1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第3条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で甲に譲り渡さなければならない。

(共有知的財産権の移転)

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に

移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施許諾)

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施)

第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が共有知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(共有知的財産権の放棄)

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の管理)

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。

2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行

った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。